

■ 第3章 上位・関連計画の状況

1. 上位計画の状況

本計画の上位計画となるのは、当町が定めた「第5期美幌町総合計画」、「国土利用美幌町計画」及び北海道が定めた「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となっています。

(1) 第5期美幌町総合計画

□計画期間 平成18年度～平成27年度

□将来像 「夢はぐくむ緑の大地 びほろ」

□将来人口 平成27年度 21,000人

□基本目標

○元気で働き、豊かなまちに

まちづくりの基本は、そこに住む人たちが心身ともに元気であることです。そしてそのためには、働く場や社会参加の場が多くあることが望ましいと考えます。近年、まちの活力がなくなってきていることが懸念されていますが、年代を問わず一人ひとりの健康を高め、産業を振興することにより、人もまちも元気なまちづくりをめざします。

○たがいに助けあい、豊かなまちに

美幌町民として生活していくうえで、家庭はもとより地域の中での支えあいは欠かせないものです。少子高齢化、核家族化の進むなか、快適さとともに温かさが美幌町に求められているなか、子育てや福祉、地域活動などでこれからも、相互に支えあえるまちづくりを進めます。

○きまりを守り、明るいまちに

「安全」「安心」は日々の美幌町民の生活のなかで重要な要素であり、それらをみんなで認識し、高めていくことが大切です。これまで大きな自然災害もなく、立地上の安全性は高いと言えますが、これからも地域防災対策を進めていくとともに、交通事故や犯罪などを未然に防ぐまちづくりを進めます。

○環境を整え、美しいまちに

豊かな自然は美幌町民の誇りであり、次代へと引き継いでいかなければなりません。一方、より快適で便利な生活環境の整備が求められるなか、「環境と生活基盤の共生」を、まち全体で考え、取り組んでいくことが必要です。環境負荷や生態系に配慮しながら生活基盤を整備し、自然の美しさと生活環境の快適さ、便利さを兼ね備えたまちづくりをめざします。

○文化を高め、しあわせなまちに

美幌町には豊かな自然以外にも、長年培われた歴史や地域の特性を活かした美幌ならではの文化があります。これらは、美幌らしさや美幌の良さを語るうえで重要なものであり、これからもみんなで共有していくことが大切です。文化やスポーツ、教育の場を通じて、心身の健康や知識・学力の向上とともに、「美幌文化」をより高めていくまちづくりを進めます。

○創意と工夫を活かし、誇れるまちに

まちづくりへの課題が山積している今日、行財政を推進する役場はもとより、美幌で生活している町民すべてに、創意と工夫が求められています。まちづくりに関するさまざまな情報を共有しながら行政と町民の連携を深め、一人ひとりの知恵や行動力が反映されるまちづくりを進めます。

□基本目標の実現について（関係分抜粋）

○災害に強いまちにする

自然災害に対する町民の意識を高めるとともに、未然に防ぐ町全体の環境整備や地域ごとの防災対策を強化します。

（防災）

- ・災害への意識を高めつつ、関係機関との連携を深め、地域防災対策に努めます。

（国土保全）

- ・自然生態系に配慮した治山や治水、河川改修を進め、自然災害を未然に防ぎます。

○自然環境を大切にする

自然環境と生活が調和するまちづくりに町全体で取り組みます。その一環として特に、ごみや下水道（し尿）の適切な処理、リサイクルの推進に努めます。

（環境共生、自然保護）

- ・環境負荷の軽減や自然環境の保護に努め、環境共生のまちづくりを町全体で進めます。

（ごみ処理、リサイクル）

- ・町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化とリサイクルをめざします。

（下水道）

- ・処理体制を充実し、生活排水、し尿の適切な処理に努めます。

○うるおいを高める

環境美化や景観向上、緑化に向けた取り組みや、公園・緑地の整備、維持管理などを、町民の理解と協力を得ながら進めます。

(環境美化、景観)

- ・町民、各団体の理解と協力を得ながら、環境美化や景観の向上に向けて取り組みます。

(公園、緑地(緑化)、墓地)

- ・公園の整備や適切な維持管理に努めるとともに、植樹や花だん整備などへの町民の参画を得ながら緑化を進めます。

○快適な基盤をつくる

町全体の土地利用や地域の実情に応じた整備を計画的に進めるほか、住宅や水道、道路、公共交通機関、除雪体制など、町民の生活を支える基盤整備や生活環境の向上に努めます。

(土地利用、市街地や農村の整備)

- ・限りある土地を有効に活用し、次代へと引き継ぎます。
- ・市街地や農業地域など、それぞれの実情や特性をふまえ、基盤整備を推進します。

(住宅・宅地)

- ・入居ニーズをふまえ、公営住宅の整備を計画的に進めます。また、民間と連携し、より良い住環境の整備に努めます。

(水源地、水道)

- ・良質な水資源を確保し、安定した水の供給に努めます。

(道路)

- ・交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるため、国道・道道の整備を国や道に要請します。
- ・町道における車両および歩行者の安全を確保するとともに、維持補修を計画的に行います。

(公共交通)

- ・関係機関との連携を深め、公共交通機関の拡充や利便性の向上に努めます。

(除雪)

- ・地域住民の理解と協力を得ながら、効率的・効果的な除雪を進め、安全を確保します。

(2) 国土利用美幌町計画

□町土利用の基本方針

土地は、現在及び将来にわたる町民の生活及び生産の諸活動の共通基盤であり、また、限られた資源でもあるため、町土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全、町土のもつ社会的、経済的及び文化的条件を十分に考慮し、将来の発展方向を踏まえ、長期的展望にたつて総合的かつ計画的に進めます。

□地域類型別の町土利用の基本方針

○市街地地域

市街地地域については、宅地の需要に適切に対処するとともに、安全で快適な都市的機能の整備を進め、質的向上を図ることが重要となっています。このため、道路、下水道、公園及び文教・健康・福祉施設の整備を計画的に進め、良好な生活環境を有する市街地の形成を推進します。

また、空洞化しつつある商業地域の環境整備に配慮し、地域に密着した活力ある魅力的な商業地域の形成を図ります。

市街地の拡大に伴う土地利用に当たっては、農林業的土地利用と都市的土地利用との円滑かつ適正な調整を行い、秩序ある土地利用への誘導を図ります。

○農業地域

農業地域については、本町が、今後も安定的な食料供給地としての役割を担っていくことを基本として、農用地の他用途転用を極力抑制し保全するとともに、周辺環境に十分配慮しながら農用地造成可能地の開発を進めます。

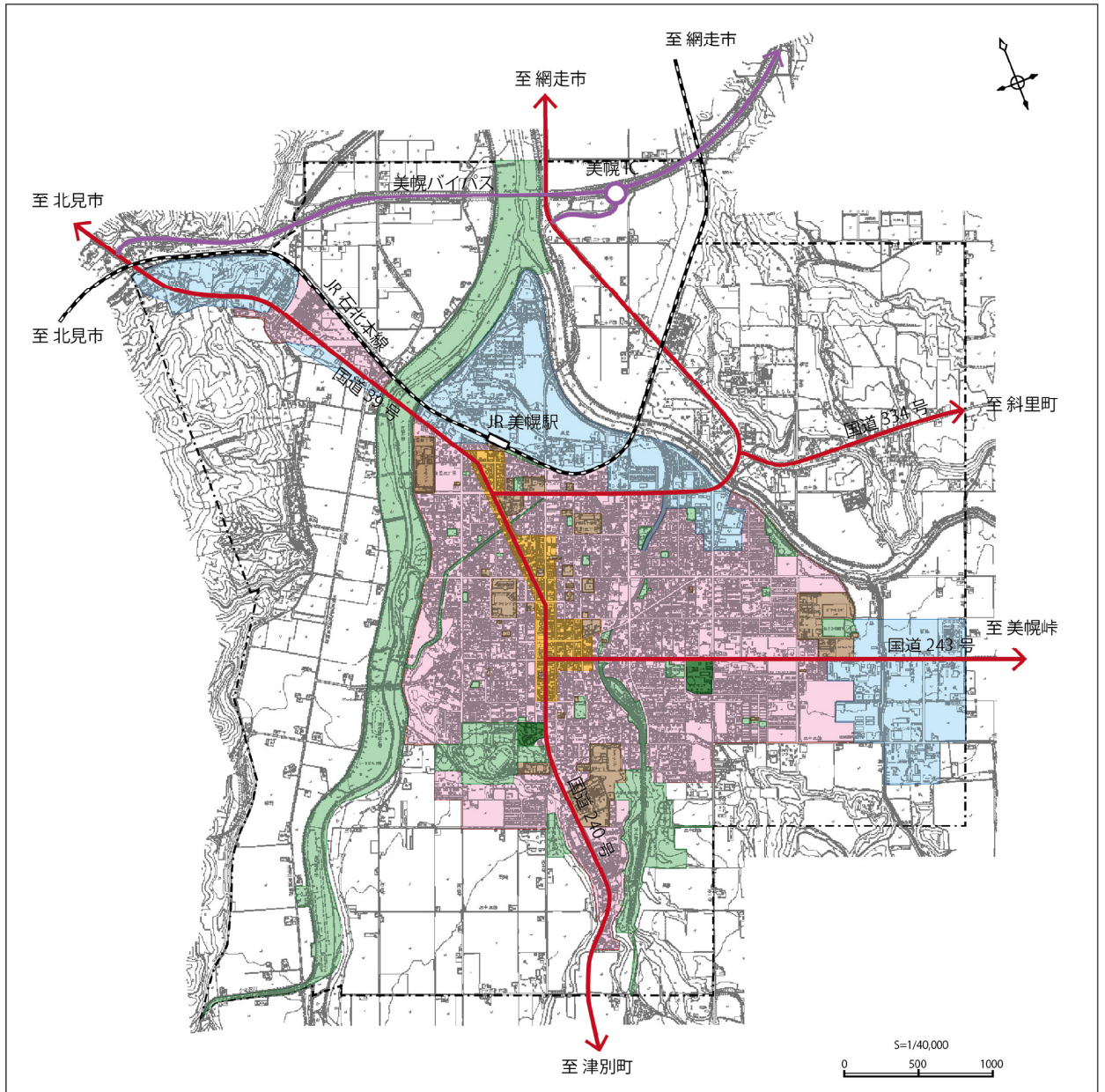
さらに、地域特性を生かした生産性の高い農業経営の育成と生産コストの低減による経営安定を図るため、合理的な生産基盤の積極的な整備を進めます。

また、恵まれた農村景観等を生かした観光レクリエーション・リゾート産業等の振興により、雇用の場の確保、都市との交流を進め地域の活性化を図る等、農用地のもつ多面的機能を発揮するとともに、特定環境保全公共下水道事業の導入などにより、生活水準の向上に伴い求められる良好な生活環境を整備することが重要となっています。

○森林地域

森林地域は、木材生産、水源かん養、山地災害防止、生活環境の保全、保健文化、レジャーなど多面的機能を有しており、それぞれの機能が十分に発揮できるよう、森林の質的向上のため整備を推進するとともに、森林の無秩序な用途転換を抑制し森林の保全を図ります。

また、阿寒国立公園特別地域に指定されている地域は、貴重な自然環境を有しているため、その保全を図ります。



- 美幌バイパス
- 国道
- 鉄道

凡 例	
	都市計画区域
	農地
	森林
	宅地
	商業用地
	工業用地
	公園・広場
	公共施設用地
	その他用地

(3) 美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

□土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

○主要用途の配置の方針

①住宅地

- ・商業業務地の周辺には一般住宅地が形成されており、今後とも一般住宅地として土地利用を図る。
- ・稲美地区には低層専用住宅地が整備されており、今後も専用住宅地として位置づけ、公共施設等の整備を進めるとともに、必要に応じて未利用地を活用した新たな住宅地の確保を図る。

②商業業務地

- ・駅前地区及び役場西側地区並びにこの2地区を結ぶ3・4・1号美禽橋通(国道240号)沿道は、古くから商店街として形成された地区であり、今後とも商業核とそれを結ぶ地域商業業務地として位置づけ、活性化を図る。
- ・東側へ延びる3・3・4号旭通(国道243号)沿道については、周辺住宅地の生活利便施設や沿道サービス施設の立地を図るための沿道商業業務地として位置付ける。

③工業地

- ・核企業が立地する鳥里地区及び美里地区並びに既存工業施設が立地する美禽地区に工業地を配置する。
また、新たな企業進出にも対応するため、稲美地区の一部に特別工業地区を配置しており、今後ともこの4地区を工業地として、その機能の維持を図る。

○土地利用の方針

①居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・今後の高齢化社会の進行に対応し、美幌町住宅マスタープランの計画内容に基づき、ユニバーサルデザイン等による整備を目指すとともに、秩序ある宅地開発を促進する。
- ・稲美地区等の低層専用住宅地については、居住者の高齢化や人口減少、住宅老朽化等の状況もみられることから、今後とも良好な居住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した建替更新が可能となるよう、必要な対応について検討する。

②優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。

③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の推進や保全に努め、災害の防止を図る。

④計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・美富地区の用途白地地域で民間事業者の開発行為等により既に住宅地が形成されている地区については、建築物の用途の混在による既存の住環境の悪化等を防ぐため、農林業と十分な調整を図った上で用途地域を定める。
- ・現況が優良な農地である野崎地区については、農業振興地域農用地区域への編入に合わせた用途地域の縮小を検討する。

- ・市街地周辺の用途白地地域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、必要に応じて特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る。

□都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

○交通施設

①基本方針

a) 交通体系の整備の方針

美幌町は、オホーツク連携地域の中央部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成、長期未着手の都市計画道路の見直し方針の検討を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担をした交通体系になるよう総合的、一体的に進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。

これらの考え方を基に、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成と土地利用との整合を図った都市計画道路の見直し、未整備路線の見直しの検討を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿線の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。
- ・美幌町は、国道4路線が連結し、道内各方面を結ぶ交通の要衝の地となっていることから、高速交通体系の構築と広域交通の利便性の向上に努める。

b) 整備水準の目標

- ・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。
- ・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網を目指すとともに、都市内の幹線街路網は、各道路機能に応じて段階的に都市計画道路の整備を図る。

年 次	平成 17 年（基準年）	平成 32 年（目標年）
幹線街路網密度	2.87km/k m ²	3.35km/k m ²

②主要な施設の配置の方針

a) 道路

- ・北海道横断自動車道網走線が計画されており、必要なアクセス道路については適切な配置を図る。

- ・地域高規格道路道東縦貫道路(候補路線)が計画されていることから、関連道路網の検討を行う。
- ・3・4・1号美禽橋通(国道39号、国道240号)、3・4・2号平和通(国道39号)、3・3・3号桜通(国道240号、主要道道北見端野美幌線)、3・3・4号旭通(国道243号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)、及びその他の都市計画道路を配置し、格子状の道路網を形成する。
- ・3・3・5号新町大通(一般道道美幌停車場線)に、JR石北本線美幌駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

③主要な施設の整備目標

a) 道路

- ・おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。
- ・3・3・3号桜通(主要道道北見端野美幌線)の整備促進

○下水道及び河川

①基本方針

a) 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と衛生環境の向上に資するため、下水道整備を促進する。

イ 河川

- ・自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。

b) 整備水準の目標

ア 下水道

- ・公共下水道の普及率は平成17年で90.3%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河川

- ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

②主要な施設の配置の方針

a) 下水道

- ・生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら美幌公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

b) 河川

- ・網走川、美幌川、魚無川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。

③主要な施設の整備目標

a) 下水道

- ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を図る。

b) 河川

- ・美幌川支流駒生川の河川改修を促進する。

○その他の都市施設

①基本方針

a) 廃棄物処理施設

- ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、美幌町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。
- ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

□自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

○基本方針

美幌町における緑地の形態は、大部分がなだらかな丘陵地をなす市街地を取り囲むように網走川、美幌川などの河川や山地、丘陵樹林地に加え市街地を貫流する魚無川を骨格とする環状格子型を基本とする形態を成している。この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。

また、近年の経済情勢や人口の減少、住民ニーズの変化などから都市計画緑地の内、大規模河川緑地の整備率は25%に留まっている。この状況を踏まえ、未整備区域の自然環境の保全を前提に大規模緑地の今後のあり方について検討を進める。

○主要な緑地の配置の方針

- ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。
- ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地等の適正な配置、整備を図ることとし、柏ヶ丘公園、せせらぎ公園、柏ヶ丘霊園などを配置し、併せてびほろ霊園の配置、整備を図る。
また、網走川河畔公園については、大規模緑地の今後のあり方の検討を進めた上で必要な配置、整備を図る。
- ・自然に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。
- ・網走川、美幌川、魚無川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。

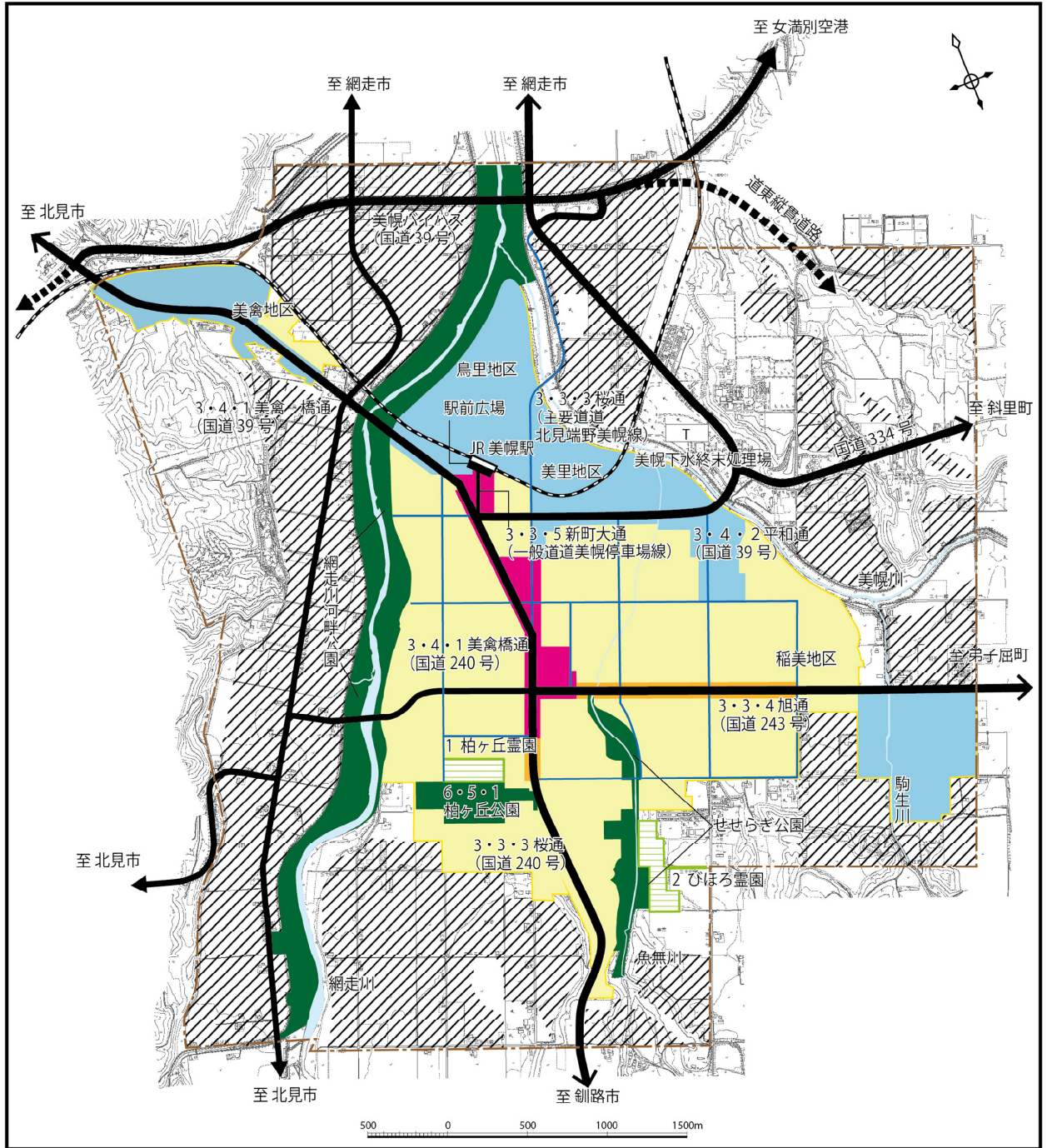
○実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)などの策定に努める。
- ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。

○主要な緑地の確保目標

①おおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等

- ・墓園は、びほろ霊園の整備を図る。



□美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の方針図

凡 例

